

議案第 7 1 号

債権の放棄について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 0 号の規定により、次のとおり市が有する債権を放棄することについて、市議会の議決を求める。

平成 2 7 年 1 1 月 2 7 日提出

市川市長 大 久 保 博

記

1 放棄する債権の内容

市川市保健医療福祉センターの設置及び管理に関する条例に基づく介護老人保健施設使用料（個室の使用に係るものを除く。）及びこれに係る遅延損害金の支払請求権

2 債務者ごとの放棄する当該介護老人保健施設使用料の額

債務者 O	2 4 5 , 9 4 8 円
債務者 P	8 7 , 5 1 0 円
債務者 Q	3 , 0 8 6 円

3 放棄の理由

債務者 O、P 及び Q	民法第 1 6 7 条第 1 項による時効期間 1 0 年が満了したため。
-----------------	---------------------------------------

## 理 由

市川市保健医療福祉センターの設置及び管理に関する条例に基づく介護老人保健施設使用料及びこれに係る遅延損害金について、民法第167条第1項による時効期間10年の満了により今後の徴収が見込めないことから、これらの支払請求権を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により提案するものである。